

外国人留学生等インターンシップ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人留学生等インターンシップ事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市国際経済発展協議会（以下「協議会」という。）が実施する外国人留学生等インターンシップ事業（以下「インターンシップ事業」という。）への対象となる外国人留学生等（以下「対象留学生等」という。）の積極的な参加を支援することにより、市内企業の魅力ある海外ビジネス展開を実感する機会とすることで、外国人留学生等の地域就労を促進することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業は、対象留学生等がインターンシップ事業に参加する事業とする。

(交付対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) インターンシップ事業において、受入企業で実施されるインターンシップに8割以上参加し、修了証の交付を受けている者。
- (2) 過去に本補助金を受給したことがない者。

(補助金の額)

第5条 本補助金の額は、交付対象者1人当たり日額6,100円にインターンシップ実施日数を乗じて得た額とし、上限を61,000円とする。ただし、協議会が行う事前及び事後研修は、インターンシップ実施日数から除外する。

(交付申請)

第6条 交付対象者は、本補助金の支給を受けようとするときは、インターンシップ事業を修了した日から14日以内に、規則第4条に規定する申請書に、協議会が発行する修了証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(着手届の提出)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場

合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業とし、同条に規定する実績報告書の提出は要しないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月17日から施行する。